



(写)

2021年(令和3年)6月17日

長野地方最低賃金審議会 御中

長野県弁護士会

会長 久保田 明 雄



会長声明の送付について

当会では、「コロナ禍であっても、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明」を公表いたしました。

ご参考までに送付させていただきます。

コロナ禍であっても、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大により、労働者、住民は、日々不安の中で暮らしている。特に不安定な労働条件にある非正規労働者においては、休職を余儀なくされ、また職を失う者も多く、制度としてのセーフティネットが脆弱な我が国においては、その命と暮らし、さらにはアルバイトで学費と生活費を賄っている学生らの学びさえも極めて深刻な事態に陥っている。

我が国においては、非正規労働者が労働者全体の3分の1を超え、年間200万円以下で働く民間企業の労働者は、1000万人を超えている。格差と貧困が拡大している我が国の状況においては、最低賃金制度のセーフティネットとしての機能をコロナ禍でこそ真に実効的なものとし、労働者が最低賃金でフルタイム働けば、それだけで安心して暮らせる賃金水準にすることが必要である。

昨年2020年、中央最低賃金審議会は、コロナ禍による経営環境への懸念から、地域別最低賃金額の引き上げ額についての目安額の提示を見送った。これを受けて各地の審議会も引き上げ額を抑制し、長野地方最低賃金審議会においても、わずかに1円の引き上げを答申して、長野県の最低賃金は、時給849円にとどまった。

しかしながら、仮に週40時間、年52週、働いたとしても、年収で約176万6000円、月額約14万7000円余にしかない。これでは、到底、安心して暮らせるだけの賃金水準には達していない。

昨年、県内の労働組合が行った最低生計費調査によれば、長野市在住25歳の最低生計費は、男性単身者月額25万4812円、女性単身者月額25万6571円である。これを法定労働時間（1日8時間、週40時間）で時給換算すると、男性1466円、女性1476円であるため、現在の最低賃金は最低生活費すら満たしておらず最低生活費との間に大きな隔りがある。

また、地域間格差は依然として解消されず、最も高い東京の時給1013円に対し、最も低い7県は時給792円であり、221円もの開きがある。長野県とは164円の開きである。新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部への過度の人口や企業の集中が大きなリスクであることが顕在化し、地方の再生と活性化の重要性が改めて浮き彫りとなっているコロナ禍でこそ、賃金の地域間格差を見直し、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

これに対し、長引くコロナ禍で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業においては、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を懸念する意見があり、それへの配慮も必要である。

中小企業にとって大きな負担となっている労働者の社会保険料負担の減免は一考に値するものであり、その他、元請け企業と中小下請け企業間において公正な取引が確保されるようこれまで以上に努めることはもちろん、コロナ禍にあつて、さらなる中小企業支援策を講じることが急務である。

以上より、当会は、国に対し、中小企業への十分な支援策を求めるとともに、コロナ禍であっても地域で安心して暮らせるだけの最低賃金の実現に向け、中央最低賃金審議会及び長野地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の引き上げを答申すべきことを求める。

2021年（令和3年）6月17日

長野県弁護士会

会長 久保田 明 雄

